

1) 年番方から褒美申請

五郎左衛門への判決申渡しから約2ヶ月後の天保13年(1942)5月、評定所審理の実際の取調、吟味にあたった北町奉行所の年番方谷村源左衛門、加藤又左衛門から奉行遠山左衛門尉宛に、一件の実際の取調、吟味にあたった与力、同心に対して褒美を与えたいという伺い書が出ている。(旧幕府引継書の中の「天保撰要集」)

11月5日に取調指示が出て以来、30日間、早朝から深夜まで働き、格別骨折であったので前例に従って褒美を与えたい、という内容である。

天保13年5月年番より差出

甲斐守殿元組与力仁杉五郎左衛門御吟味一件	年番
相懸候下役其外御褒美取調申上候書付	
<p>甲斐守殿元組与力・仁杉五郎左衛門そのほかの者ども、不届の取りはからい致し候御吟味一件、去酉年十一月五日、お下げこれ有り、急速に取調方仰せ渡され候処、お組内の者、重きお吟味筋にて一方ならぬ儀、極く隠密に取調べ候様、ご沙汰これ有り、既にお列席にてお尋ねこれ有、甲斐守殿御先役の節、お立会に付、御影間も御座候程の儀に付、掛り下役とも厚く相心得、日数三十日之間、日々早朝より出勤仕り、深夜迄相懸り、一件落着仕り候間、御褒美の儀、上役より相願ひ候書面、お下げ取調べ申し上げべき旨、仰せ渡され候。此儀、取調仕り候処、上役より申し上げ候。</p> <p>ご褒美の例は、天保元寅年、筒井紀伊守殿お御掛り、御書物奉行天文方兼帯高橋作左衛門一件御吟味之節、重立ち取扱候吟味方下役へ、お伺の上、金五百疋宛下し置かれ。右同断の節、重立ち取扱候御用部屋書物方同心そのほか手伝い取調べ候者どもへ、お手限金三百疋宛下し置かれ候儀にて、骨折出精仕り候段は、強て差別もこれ有り間敷候得共、右の最初より御評定所御御詮議ものにてお調べの上、取扱候与力二人へ御褒美金七両宛、同心十四人へ金五百疋宛、御手限にて与力三人へ銀二枚宛、同心三人へ金三百疋宛下し置かれ候。</p> <p>五郎左衛門一件の儀、最初の御目付殿御立合、御役所において御吟味これ有り、その後、五手のお掛りに相成、御評定所において落着、仰せ渡され候間、相当にも御座なく候間、猶先例相糾し候処、去る酉年五月、御役所において御目付殿御立合御吟味これ有候三宅土佐守家来渡辺登そのほかのもの無人嶋渡海相企て候一件、御先役大草安房守殿よりお伺いの上、御組与力二人へ御褒美金五両宛、同心五人へ金三百疋宛下し置かれ候。</p> <p>先例に見合、御褒美御願ひ仰せ上げられ然るべき哉に存じ奉り、これに依り別紙例書ならびに仰せ上げ書案相添、此段申上げ候 以上</p>	
寅五月	谷村源左衛門 加藤又左衛門

遠山左衛門尉

遠山左衛門尉組与力

東條八太夫

中橋嘉右衛門

後藤三郎兵衛

秋山 久蔵

同組同心 老拾人

右者、去る酉年十一月中、鳥居甲斐守元組与力仁杉五郎左衛門儀不届之取斗いたし候御吟味、甲斐守先役之節、立合被仰渡、急速に取調方被仰渡候御趣意も有之、事柄不相分内当人病死仕候而は御取締に相拘、御時節相別而御仕置筋も不相立儀に付、深心配仕、殊に多人数に而入組候処、打懸取調年内に仮口上書・口書之儘、御内意相伺候、評定所江御渡に相成、夫々御仕置御咎等被仰付、落着相済、御一躰右御吟味筋者入組候儀に候処、一同格別打口口り、骨折相勤候儀に付、御来励のためにも御座候間、相應之御褒美被下置候様仕度、此段厚奉願付、文政十三寅年九月、御書物奉行天文方兼帯高橋作左衛門御詮議一件に相掛り候筒井紀伊守組与力式人江褒美金七両と、同心七人江金五百疋宛被下置候 以上

寅五月

遠山左衛門尉

3) 褒美授与

この伺書に対して水野は南町奉行になっていた鳥居の意見も聞いた上で、5月14日これを承認しその旨遠山に伝えられた。直ちに遠山から年番方に指示が出て2日後の5月16日、関係者に対して次のような申渡しがあつた。

遠山左衛門尉組与力

金7両宛

中嶋嘉右衛門

渡辺三郎兵衛

秋山 久蔵

右の者鳥居甲斐守組元与力仁杉五郎左衛門一件吟味にあたり格別骨折につき云々(後略)

なお、同時に褒美申請されていた与力東條八太夫については、この頃南町奉行所で浅草花川戸町勘兵衛地借傳次郎こと徳兵衛の一件を吟味中であり、詳細はわからないが八太夫がこれに関わっていたため、褒賞が延期となっていた。しかし、年末には一件落着いたので、翌天保14年卯年2月10日、あらためて同人への褒美授与の伺い書が老中に提出され、同月25日に下知があつて他の与力と同額の7両の褒美が与えられたという記録が残っている。

また、この事件の関連で東国米穀問屋など多くの商人も捕らえられたが、その召捕に功あつたとして

隠密廻 大八木七兵衛 田辺平左衛門の2人

定廻 豊田儀右衛門 山本平太夫、高橋次郎左衛門、片山伊左衛門の4人

臨時廻 袴田 勝助、鈴木定八、大八木四郎三郎、瀬田源二郎、大芦五郎左衛門、

神田武八の6人

の合計12人に対しても5月17日褒美金300疋づつが授与された。

注) 疋は贈り物、謝礼などの時に良く使われる単位で銭10文に相当する。

1両を銭4000文とすると300疋は3/4両、すなわち3分に相当する。与力の7両に比べて同心への3分の褒美はいかにも小さい。俸禄の差か。

4) 徳川実紀にも記載

上記の褒美授与については徳川実紀には勘定奉行所の役人に対して褒美が授与された事が簡潔ではあるが記載されている。

徳川実記続 第2巻 天保13年5月2日の項に「勘定がたに賜物」とあり、下のよう
に記されている。

一 前町奉行与力仁杉五郎左衛門その他のものども裁許の事にあづかりし勘定がたのも
のども賜物あり。

取調にあたった北町奉行所の与力、同心に対して同年5月16日に褒美が授与されているが、これより半月ほど早く、勘定奉行所の役人にも褒美があった模様である。

5) 中嶋嘉右衛門の「三州日記」

旧幕府引継書 天保撰要類集49巻に「渡辺崋山自害に付検使一件」という史料がある。これは渡辺崋山死骸検使のために与力中嶋嘉右衛門、磯貝七五郎を派遣した北町奉行所の公式記録である。

これに対して検使のために三州田原に出役した与力自身が私的に記録した私文書の道中記が存在する事がわかった。

「三州日記」と題するこの道中記は、中嶋嘉右衛門の日記の中の別冊となっていたもので、昭和16年11月、「同方会誌」という歴史愛好家の機関紙にはじめて発表された。

発表者は中嶋の家系に連なる尾崎克己氏。最近になってノンフィクション歴史作家の鉤洋一氏にその存在を教えられた。残念ながら、中嶋自筆のその文書自体を確認できなかったが、鉤氏から「同方会誌」のコピーをいただく事が出来た。

この道中記は自らの序文と多数の知人等の送別の歌があり、その後、天保12年10月22日の出役申渡の記事から本文が始まっている。

道中記は、時に和歌、時に七言絶句の漢詩を織り交ぜて、江戸出発の10月26日から帰着の11月14日まで19日間の出来事、情景が記されており、幕府役人が地方へ出張すると、下にもおかぬ待遇を受け、改めてお上の御威光を有難く思った事、往路は多少観光もした事などが簡潔な文章で綴られている。

注目すべきは、最後の3日間の記述である。このうち13日と14日の項には何故か下記のように、「〇字省略」として、原文にある語句を伏字にしているのである。

12日	晴 長閑 (前略)小田原昼休、自分、磯貝七五郎宿元よりの書翰を宿役人より差出す、予て旅中よりも宅状は不差出、又宿元よりも詮なき状通差越すに及ばざるように申置たるを、疾みの用もや有と先ず胸驚きぬ、開封しぬれば一日も早く帰府可然旨を書のせ、外の子細なし、書中文意の届かざるをいかんとする事なし、何となく心掛りなれば〔中略〕、翌日は神奈川泊と定めしを俄に行程を詰め、川崎宿泊の積り先触いたす。
13日	晴 長閑 神奈川宿前迄参るころ磯貝へ出入りいたし候町人迎ひに参り、去る申年凶歳の節御救米取扱せし御不審の事ありて(12字省略)一件かかり合いの者、大勢詮議被仰付、(7字省略)揚り屋入相成候由、咄いたし前日文通の意、ここに至りて初めて解し得たり、(2字省略)の変事笑止の事ながら我身にかかる事ならねば聊心を安じたり、(後略)
14日	(前略)府尹御逢い、旅中劳煩の事共御挨拶有之、即刻(7字省略)一件、去る五日より御詮議始り候処、自分も右掛りの内へ加り取調候様被仰渡、夕七ツ時頃御役所を出て帰宅(後略)

この伏字は何を意味するのか？ この論文発表の昭和16年当時に原文どおり発表しては差し障りがあると遠慮したのは誰に対してか？ 関係者の子孫への配慮か……。

この時期にあった事件、吟味ものをあれこれ調べて思い至ったのが仁杉五郎左衛門の事件である。

仁杉五郎左衛門は南町奉行所の年番与力。 飢饉の真只中の天保7年、困窮する市民を救済するための御救い米調達を任せられ、各地から米を買い集めて御救い小屋で炊き出しを行い、後に幕閣から表彰もされている。

5年後の天保12年(1841)6月、奉行所内で刃傷事件が起こった。 御救い米調達の関係者の内輪もめが原因で、これにより御救い米調達に不正があった疑いが浮上した。

これに悪名高い目付鳥居耀蔵が目をつけ、「陰の家来」本庄茂平次を使い事件を徹底的に探索した。 町奉行の座を狙う鳥居のターゲットは、南町奉行の矢部駿河守である。本庄の探索結果をもとにある事ない事を取り上げ、矢部の罪状をでっち上げた。

しかし矢部を葬るためには、この事件の首謀者を告発する必要がある、御救い米調達の責任者、五郎左衛門が槍玉にあがった。

11月5日、奉行所刃傷事件の関係者の判決申渡があった。刃傷事件に直接関係がない五郎左衛門に、「お尋ねの儀あり、揚り屋入りを命ずる」という申渡があり、小伝馬町の牢屋敷「揚り屋」に入れられた。この日から御救い米事件が本格的に始まった。

取調は北町奉行所によって行なわれ、この吟味を担当した与力が中嶋嘉右衛門、後藤三郎兵衛、秋山久蔵の3人であった。

投獄された五郎左衛門は自白もないまま3ヶ月後に獄死する。鳥居により毒殺された

とする説もある。

矢部駿河守も直接この事件には関与していないにも関わらず、鳥居がでっち上げた罪状により 12 月 21 日に町奉行を罷免され、鳥居自らがその後任奉行に就任した。

翌年 3 月 21 日、矢部は改易、桑名藩お預けとなり、配流先の桑名城内で幕府に抗議して食を絶ち、餓死して果てた。既に死亡していた五郎左衛門にも「存命なら死罪」の判決があった。

もう一度「三州日記」を見てみる。

13 日の項に、

「去る申年凶歳の節、お救米取扱せし御不審の事ありて（12 字省略）一件かかり合いの者、大勢詮議仰せ付けられ（7 字省略）揚り屋入り相成り候由」

とあり、14 日の項には

「（7 字省略）一件、去る五日より御詮議始り候処、自分も右掛りの内へ加わり取調べ候様仰せ渡される」

とある。

間違いない。江戸に帰る道中の中嶋嘉右衛門に知らされたのは、御救い米事件であり、奉行所に戻るやいなや、新しい任務に就く事を命じられたのは、11 月 5 日に始まっていた御救い米事件関係者の取調べであった。

伏字となっていた 7 字は、「仁杉五郎左衛門」、12 字は「与力仁杉五郎左衛門吟味」、2 字は「仁杉」である。

北町奉行所では、この御救い米事件の取調べに骨折があったとして、翌年の 5 月に前出の与力 3 人、同心 12 人を表彰している。与力には 7 両づつ、同心には金 500 疋づつが与えており、この記録が旧幕府引継書に残されている。

以上の推理から「三州日記」の伏字を埋めると次のようになる。

13 日	晴 長閑 神奈川宿前迄参るころ、磯貝へ出入りいたし候町人迎えに参り、去る申年凶歳（飢饉）の節、御救米取扱せし御不審の事ありて、与力仁杉五郎左衛門御吟味一件かかり合いの者、大勢詮議仰せ付けられ、仁杉五郎左衛門は揚り屋入り相成り候由咄いたし、前日文通の意ここに至りて初めて解し得たり。仁杉の変事笑止の事ながら我身にかかる事ならねば聊心を安じたり（後略）
14 日	（前略）府尹（奉行）御逢い、旅中勞煩の事共御挨拶有之。即刻、仁杉五郎左衛門一件、去る五日より御詮議始り候処、自分も右掛りの内へ加り取調べ候様仰せ渡され、夕七ツ時頃、御役所を出て帰宅（後略）

「同方会誌」に発表した論文の著者尾崎克己氏は、与力同心の子孫の親睦団体である「南北会」の会員である。仁杉家も南北会の会員、すなわち伏字にして遠慮したのは同じ南北会の会員であり付き合いもあった仁杉家への配慮であったのだ。